

# 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

- 物価高騰による負担の軽減を図るため、令和5年度の住民税均等割のみ課税の世帯に、1世帯あたり10万円の給付金が支給されます。
- 令和5年度の住民税が非課税の世帯と均等割のみ課税の世帯で18歳以下の児童がいる場合は、給付金に児童1人あたり5万円が加算されます。
- 給付金を受給するためには、「**確認書**」または、「**申請書**」の提出が必要です。

## 支給対象と支給額

令和5年12月1日時点で湯沢市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯

※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等に扶養されている場合は該当しません

### 「住民税が非課税」の世帯

※支給対象の方には令和6年1月10日に通知済み

「均等割のみ課税」の世帯または  
「均等割のみ課税の方と非課税の方」で構成される世帯

1世帯あたり**10万円**

↓ +  
世帯で扶養されている18歳以下の児童1人あたり**5万円**  
(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

## 手続き

令和5年12月1日時点で湯沢市に住民登録があり、支給対象にあてはまる場合

↓  
支給対象の方には**確認書**が届きます。

内容を確認のうえ返送してください。  
**返送期限:令和6年4月30日(火)**

令和5年12月1日以降に生まれた子どもがいる場合、別世帯の子どもを扶養している場合、世帯に未申告の方がいる場合など

**申請が必要です**

市役所窓口で申請いただくか、市ホームページから申請書を印刷し、郵送提出ください。

**返送期限:令和6年4月30日(火)**

# 給付金の支給手続き

## I 「確認書」が届いた世帯

- 対象となる世帯には、湯沢市から給付内容や確認事項が印刷された確認書が届きますので内容の確認をお願いします。

- ①住民税均等割のみ課税世帯であること（※住民税均等割のみ課税世帯だけ確認事項）
- ②世帯の全員が、住民税均等割が課税されている親族の扶養となっている世帯でないこと
- ③世帯員のなかに、令和5年度住民税申告が未申告の方がいないこと
- ④世帯で扶養されている（生計同一）18歳以下の児童

※住民票を移さず、施設入所している子どもは支給対象となりません。



- 内容を確認後、振込口座を確認または記入して返送してください。

## II 「申請書」の提出が必要な世帯

- 令和5年12月1日以降に生まれた子どもがいる場合
- 別世帯の児童を扶養している場合（単身で寮に入っている子どもなど生計が同一の場合）
- 令和5年度住民税申告が未申告の方がいる世帯  
令和5年度住民税申告が未申告の方がいる場合は、その方の令和5年1月1日時点の住所地の市区町村において住民税申告をしてください。
- 市役所窓口で申請するか、市ホームページから申請書を印刷し郵送提出してください。

## 給付金の支給時期

- 確認書（または申請書）を受理した日から3週間前後が目安です。支給予定日は別途通知します。



物価高騰対応重点支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



## お問い合わせ

湯沢市福祉保健部福祉課地域福祉班  
物価高騰対応重点支援給付金窓口  
（本庁舎1階）



**0183-79-6911**

受付時間 平日8:30~17:15

配偶者やその他親族からの暴力（DV）等により避難しており、住民票の異動手続きが困難な方は、所定の手続きをしていただくことで、給付金を受け取れる可能性がありますのでご相談ください。